

お知らせ 障害者・長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金を受給している方へ

障害者・長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金を受給している方が厚生年金保険の被保険者になると、年金の定額部分および加給年金額が支給停止となりますが、被用者保険の適用拡大により令和4年10月1日から厚生年金保険に加入された方については、要件を満たした場合は定額部分等が支給停止とならない経過措置が設けられています。

経過措置の適用を希望される場合は、当共済組合へご連絡ください（日本年金機構で手続きをした方は、当共済組合へのご連絡は不要です。）。

被用者保険の適用拡大については、日本年金機構のホームページ
(<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0729.html>)
もご確認ください。



年金払い退職給付の 基準利率等が改定されました

平成27年10月以後に
組合員（短期組合員を
除きます。）として在職
していた方へ

平成27年10月以後に組合員（短期組合員を除きます。）として在職し、一定の要件を満たした方には、年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）が支給されます。

年金払い退職給付の年金原資や年金額の算定に用いる基準利率・年金現価率は毎年10月に改定され、地方公務員共済組合連合会が定款で定めています。

令和4年10月からの率は以下のとおりです。

基準利率 従前の0.00%から0.02%に引上げ **年金現価率** 従前の率から引下げ

年金現価率の引下げにより、令和4年10月からの終身退職年金および有期退職年金の年金額は引き上げられることとなります（これらの年金額は、「給付算定基礎額」を年金現価率で除して算定するためです。）。改定後の年金額は、令和4年11月下旬にお送りした年金額改定通知書をご確認ください（端数処理の結果、年金額は従前の額と変わらない場合もあります。）。

基準利率と年金現価率は、地方公務員共済組合連合会のホームページ
(<https://www.chikyoren.or.jp/>)に掲載されています。



年金払い退職給付制度のしくみおよび用語については、当共済組合ホームページに掲載しています。 をクリック

[トップページ](#) ➔ [共済制度について](#) ➔ [年金制度について](#) ➔ [年金のしくみ](#) ➔ [年金払い退職給付のしくみ](#)



皆さまの
ご意見を
お聞かせ
ください

当共済組合のホームページで、『年金フォーラム』第90号についてのアンケートを実施します。より良い誌面づくりのため、読者の皆さまの声をお聞かせください。

[アンケートへのアクセス](#) ➔ [公立学校共済組合ホームページ](#) <https://www.kouritu.or.jp/>

トップページ右側にある「ピックアップコンテンツ」の「アンケート」から「年金フォーラム第90号アンケート」を選択し、ご回答ください。

アンケート期間
令和5年1月6日（金）まで



◎お手紙でのご意見も募集しております

ご意見をお寄せいただく際は、年代をご記入ください（住所・氏名の記入は必要ありません。）。

送付先 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 公立学校共済組合本部総務部『年金フォーラム』ご意見係